

発刊によせて

住宅における火気使用室の内装制限に係る規定の合理化を図るため、平成21年2月27日 国土交通省告示第225号として、「準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」が公布され、同年4月1日に施行されました。この告示では、火気使用設備等からの加熱により出火の危険が予測される部分を「可燃物燃焼部分」として位置づけ、その部分の内外の別に応じて内装等に求める性能要求を定めています。これにより、これまでは壁と天井を準不燃材料で仕上げるものが求められていた火気使用室において、その内装の設計の自由度が増すこととなりました。

本書は、この告示を踏まえ、こんろ、ストーブ等、壁付暖炉、いろりの火気使用設備別に、図表などを用いて計算例・設計例などを分かりやすくまとめたものです。

また、上記告示に関する部分だけでなく、内装制限全般の技術基準に関する内容、関連する法令、内装防火設計に関するQ&A等も掲載していますので、あわせてご参考として下さい。

平成21年12月

住宅の内装防火設計マニュアル編集委員会
委員長 萩原 一郎

本書の位置付け

本マニュアルは、内装防火の設計及び施工時にあたっての推奨事項等を記載したものであるため、建築主事等が建築基準関係規定への適合性を審査する際には、あくまでも法令の規定に従った審査を行われたい。

住宅の内装防火設計マニュアル編集委員会